

伊勢原市ふれあいミニデイ（サロン）推進事業実施要領

伊勢原市ふれあいミニデイ（サロン）推進事業実施要領（平成13年伊勢原市告示第65号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要領は、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）に基づき、高齢者の介護予防活動に資する住民主体の通いの場等（以下「通いの場」という。）の提供及び運営のための活動を支援し、地域における介護予防活動の拡大と地域包括ケア体制の構築を図ることを目的として実施する伊勢原市ふれあいミニデイ（サロン）推進事業（以下「事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（実施主体）

第2条 この事業の実施主体は、市とする。ただし、市長は、事業の運営の全部又は一部を委託することができる。

（利用対象者）

第3条 事業の利用対象者は、市内在住の65歳以上の全ての者及びその支援のための活動に関わる者とする。ただし、通いの場に65歳未満の住民が参加し、ともに介護予防に取り組むことを妨げるものではない。

（実施施設）

第4条 事業は、自治会館、地域の集会所、児童館、公民館及び事業を適切に実施できると認められるその他の施設において実施する。

（事業内容）

第5条 市は、保健、医療、福祉等の専門家及び関係機関、団体等と連携し、社会参加を通じた介護予防に資する地域活動として、地域の実情に応じて、次に掲げる支援を実施するものとする。

- (1) 高齢者間の交流による高齢者同士のつながりの強化に資する支援
- (2) 介護予防及び健康増進に資する支援（運動、レクリエーション等）
- (3) 世代間の交流による地域住民同士のつながりの強化に資する支援
- (4) その他介護予防及び地域包括ケア体制構築のために市長が必要であると認める支援

（利用料）

第6条 利用者は、事業に伴う原材料等の実費相当額を負担するものとする。

（事故等の責任）

第7条 事業の実施により発生した利用者の傷害（以下「事故等」という。）の責任は、加入する傷害補償の範囲内で補償するものとする。ただし、その事故等が利用者の故意又は重大な過失により発生した場合は、この限りでない。

（委任）

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則（平成31年3月29日告示第66号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。